

清水町都市計画マスタープラン

【概要版】

令和 7 年(2025)年度～令和 26(2044)年度

都市計画マスタープランの策定について

都市計画マスタープランは、清水町の都市計画に関する基本的な方針を示し、今後のまちづくりに関する都市計画の決定や見直しの根拠になります。

また、まちの将来像を示し、まちづくりの基本となる計画であり、特にまちの構造や施設配置などの空間形成に関する部分を担います。

本町では、人口減少や経済の低迷、激甚化する自然災害や地球温暖化など新たな対応を求められており、都市の現状や将来を見据えた適切な見直しを進めて行く必要があることから、これらの指針としての役割を果たす「清水町都市計画マスタープラン」を策定しました。

計画策定の背景

- ◇人口減少・高齢社会への対応
- ◇防災・減災への対応
- ◇脱炭素社会への対応
- ◇ライフスタイルの変化・多様性への対応

「清水町都市計画マスタープラン」の策定

まちづくりの目標

清水町では、人口減少や高齢社会の進展に伴い、都市構造の転換が求められています。

そのため、空き地や空き家の利活用、都市防災の推進を図りながら、まちなかに多様な都市機能を集積し、その周りに適度な距離感で住宅地を構成するなど、機能の適正配置を進めます。また、清水町の強みである十勝圏における交通の要衝、雄大な自然と景観、農業・食を活かして自立的な発展を促進し、活力と魅力のあるまちづくりを実践することで、持続可能な都市を目指します。

【今後のまちづくりの方向性】

- (1) 市街地のコンパクト化、まちの賑わい再生・創出
- (2) 既存ストックの有効活用、持続可能なまちづくり
- (3) 都市の防災性の向上、安全・安心なまちづくり
- (4) 脱炭素社会の実現
- (5) 企業誘致・継続支援の推進、移住・定住の促進

第 6 期清水町総合計画

4 つの基本目標、3 つの視点

清水町都市計画マスタープラン 将来都市像（都市の目指す姿）

『地方ならではの暮らしの豊かさを体現し、生涯にわたって住み続けることができるまち』

【まちづくりの目標】

該当するまちづくりの方向性

- | | | |
|------|----------------------------------|---------|
| 目標 1 | 都市機能が整い、歩いて楽しい集約型のまちづくり…………… | (1) (5) |
| 目標 2 | 円滑に移動でき、地域内外との交流が促進されるまちづくり…………… | (1) (2) |
| 目標 3 | 緑と水に囲まれた環境配慮型のまちづくり…………… | (2) (4) |
| 目標 4 | 健康で心豊かに住み続けられるまちづくり…………… | (1) (2) |
| 目標 5 | 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり…………… | (3) |
| 目標 6 | 新たな価値を創造し、活力を生み出すまちづくり…………… | (1) (5) |

将来都市構造の設定

将来都市像及びまちづくりの目標を目指すにあたり、今後の社会動向を総合的に見極め、都市を構成する各要素（エリア、拠点、骨格）により将来の都市構造を設定します。

都市構造を構成する各要素

- ①エリア：人が暮らしていく空間や自然環境を保全していく空間
- ②拠点：重点的な機能集積となる場所
- ③骨格：交通や地域の活性化を形成する軸線

①エリア

■市街地エリア

今後の市街地整備は用途地域内に限定することを基本とし、当区域を「市街地エリア」として住居、商業、工業の土地利用を機能的に配置します。また、人口減少を見据えて市街地規模の適正化に努めるとともに、コンパクトなまちづくりを進めることで、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成します。

■森林・農地エリア

市街地周辺には、優れた眺望から厳選された清水四景＋１や、酪農畑作地帯の農村景観が広がっており、将来にわたって清水町の原風景を育むとともに、CO2の吸収や防災・保水など多様な機能を有する森林とあわせて「森林・農地エリア」と位置付け、その環境の維持及び保全を図ります。

②拠点

■中心拠点

JR十勝清水駅から役場にかけてと商店街を含む一体は、「中心拠点」と位置付け、行政、医療、福祉等の各施設とともに、清水町の中心を担う主要な都市機能の集積を図り、町民生活の利便性を高め、活力と賑わいを生み出します。

■交流拠点

総合公園である清水公園は、「交流拠点」と位置付け、町内外からの利用を視野に入れた施設及び自然風景の維持を図るとともに、道東自動車道や日勝峠からの導入部にあたることから、清水町の玄関口として機能を維持します。

一方、清水中央公園は、隣接する文化センターとともに町民同士のコミュニティを誘発する「まちなかの交流拠点」に位置付け、誰もが気軽に利用・滞在できる空間を形成します。

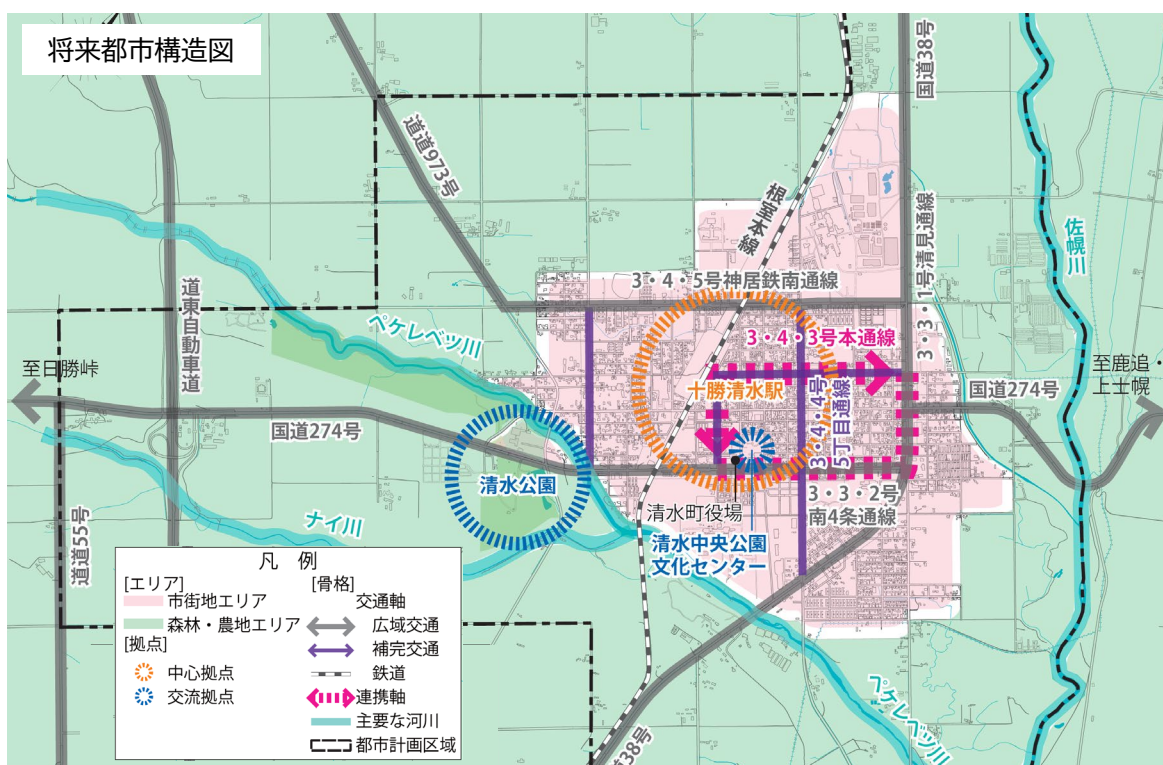
③骨格

■交通軸

道東自動車道、国道38号、国道274号及び道道は、人や物、産業や文化の行き交う広域的な「交通軸」と位置付け、これを補う主要な町道をもって、都市の骨格となる道路網を構成します。また、特急が停車するJR十勝清水駅は、地域の玄関口として機能しており、根室本線についても都市の骨格を形成する重要な「交通軸」とします。

■連携軸

駅前広場から東・南方向へ直線的に伸びる本通線は、国道38号及び国道274号と接続する動線であることから「連携軸」として位置付け、国道との連携を強固にすることでまちなかに人や車を呼び込み、回遊性を創出します。



土地利用の方針

土地利用は、「まちづくりの目標」の「目標1」に対応し、以下の取組を進めます。

目標1「都市機能が整い、歩いて楽しい集約型のまちづくり」

基本とする方針

- ≫ コンパクトなまちづくり
- ≫ 都市機能の集約
- ≫ 土地の有効活用

具体的取組方針

- ◇ 住宅地の土地利用
- ◇ 商業業務地の土地利用
- ◇ 工業・流通業務地の土地利用
- ◇ 農地・自然豊かな地域の土地利用
- ◇ 用途地域の変更・見直し



交通体系の方針

交通体系は、「まちづくりの目標」の「目標2」に対応し、以下の取組を進めます。

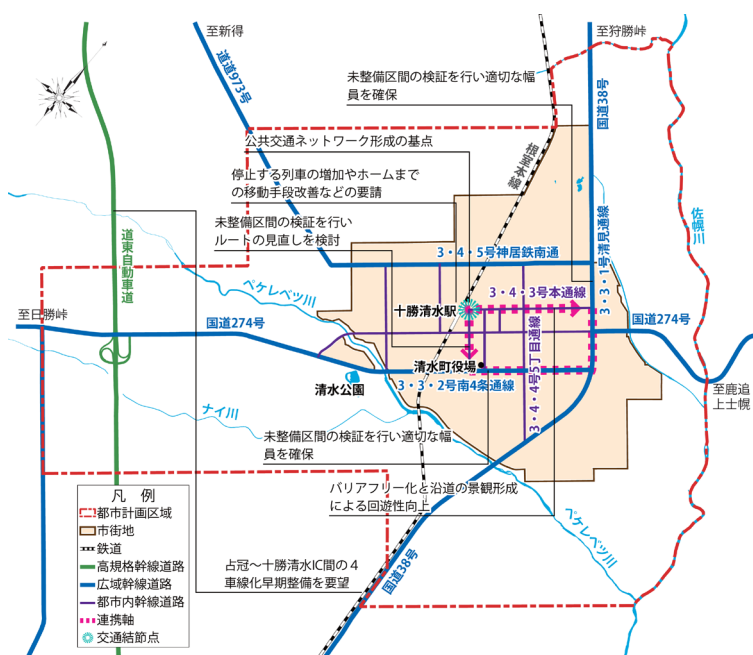
目標2「円滑に移動でき、地域内外との交流が促進されるまちづくり」

基本とする方針

- ≫ 道路空間の整備
- ≫ 広域交通網の機能増進
- ≫ 公共交通の利便性向上

具体的取組方針

- ◇ 高規格幹線道路の整備
- ◇ 広域幹線道路の整備
- ◇ 都市内幹線道路の整備
- ◇ 公共交通ネットワークの形成
- ◇ 冬期の安全な交通環境の形成



都市防災の方針

都市防災は、「まちづくりの目標」の「目標5」に対応し、以下の取組を進めます。

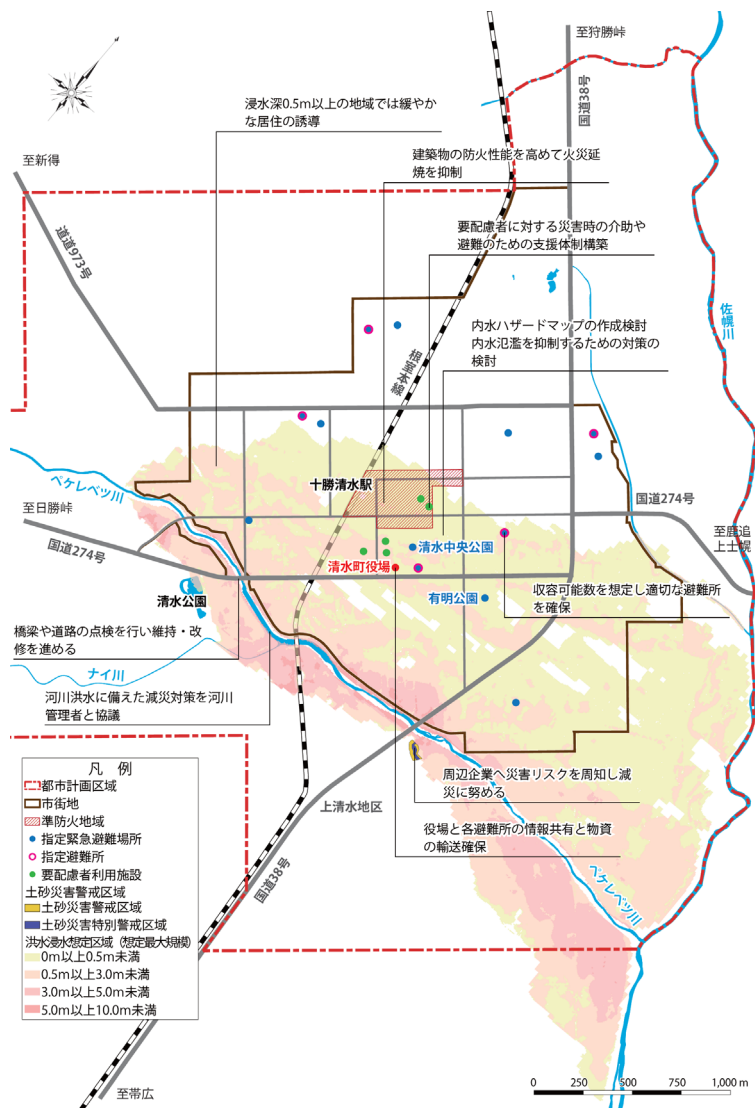
目標5「安全・安心で快適に暮らせる
まちづくり」

基本とする方針

- 都市の強靱化
- 洪水・地震等への対応
- 意識啓発と体制強化

具体の取組方針

- ◇ 都市インフラの強化
- ◇ 河川洪水等への対応
- ◇ 地震災害等への対応
- ◇ 防災に対する意識啓発
- ◇ 防災体制の強化



地域活性化の方針

地域活性化は、「まちづくりの目標」の「目標6」に対応し、以下の取組を進めます。

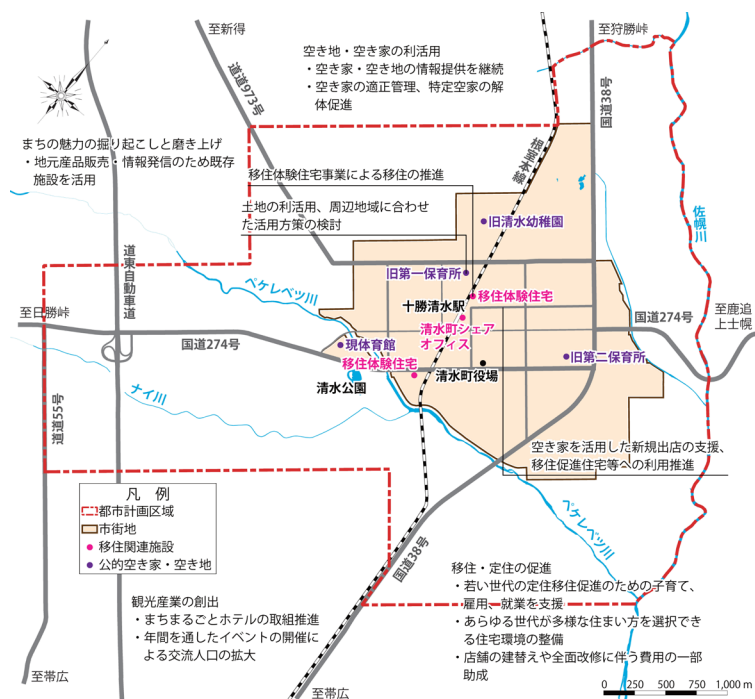
目標6「新たな価値を想像し、
活力を生み出すまちづくり」

基本とする方針

- 空き地・空き家対策の推進
- 新たな観光形態に対応した環境整備
- 町内への移住拡大

具体の取組方針

- ◇ 空き地、空き家の利活用
- ◇ 観光産業の創出
- ◇ まちの魅力の掘り起こしと磨き上げ
- ◇ 移住・定住の促進



計画の実現に向けた方針

1) 長期的視点と庁内での横断的な連携

都市計画マスタープランは、計画期間が20年に及ぶことから、その間の社会的な変化や多様化するニーズに対応するべく、まちづくりにおける様々な分野が相互に関係しながら実現に向けた検討を進めていくことが重要です。

そのため、常に長期的な視点の保持に努めるとともに、本計画に基づく方針に対して庁内における横断的な連携を図り、機動的な取組を進めます。

2) 地域との協働による取組の活性化

計画内容の実現には、本計画の策定目的や計画内容に関わる住民の理解はもとより、実践に向けた協働など、一人ひとりの行動につなげていくことが重要です。

そのため、関心の高い住民や事業者への働きかけを進めるとともに、出前講座などを活用した学習機会の充実を図ることにより、地域に対してまちづくりへの意識啓発により取組の活性化を促進します。

3) 計画の進行管理と見直し

本計画の推進に当たっては、各種取組の実行性を適宜検証しつつ、社会経済情勢や住民意識の変化、上位関連計画や関係法令との整合にも柔軟に対応する必要があります。

そのため、「計画⇒実施⇒評価⇒改善」のPDCAサイクルによる計画の進行管理を行うとともに、その過程で取り込むべき変化の要因を的確に捉え、計画期間内であっても適宜計画の見直しを図るものとします。

計画を実現するための体系

1) 関連計画への方向性の反映

本計画は、特にまちの空間計画に関わる部分について、他の計画に先んじて将来のビジョンを示す役割を担うものであることから、今後、関連計画を策定又は見直しの際に本計画の方向性を順次反映していくことで一層の体系的な計画の推進につなげていきます。

2) 多様な主体による枠組みの構築

計画の内容が多岐にわたるため、取組の実施においては優先すべき事項を考慮した上で事業の適正化を図るとともに、国・北海道による支援や補助制度の導入、必要に応じて近隣自治体との広域的な対応を含め検討していくことが必要となります。

そのため、町単独での取組の実施だけではなく、多用な主体が関わることのできる枠組みを構築し、各種施策や事業を稼働していきます。

策定の経過

本計画は、以下の策定体制に基づき各会議にて議論を重ね意見聴取し、最終的に都市計画審議会の諮問答申を経て決定・公表を行いました。

	【令和4年度】 アンケート調査、主要課題について	【令和5年度】 将来目標、都市構造、分野別方針について	【令和6年度】 実現方策の検討、都市計画マスタープラン案について	
作業部会 ●	● ●	● ●	● ●	決定・公表
庁内検討委員会 ◆	◆	◆ ◆	◆ ◆	
策定委員会 ▼		▼ ▼ ▼	▼	
都市計画審議会 ■	■ ■	■ ■	■ ■	